

### 第30回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年7月21日(火)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 23名

|            |           |            |
|------------|-----------|------------|
| 1番 山口 忠雄   | 2番 関 憲夫   | 3番 高浦 芳一   |
| 4番 篠原 覚    | 5番 柳井 進   | 6番 渡邊 久芝   |
| 7番 渡邊 邦男   | 8番 積田 雅美  | 9番 佐久間 政男  |
| 10番 多田 總一郎 | 11番 山下 和彦 | 12番 宮嶋 十郎  |
| 13番 中川 喜一郎 | 14番 板倉 保  | 15番 佐久間 正夫 |
| 16番 奥野 政義  | 17番 峯下 健次 | 19番 佐久間 保夫 |
| 20番 地引 正和  | 22番 葛田 吉弥 | 24番 渡邊 喜一  |
| 25番 笹生 猛   | 27番 佐久間 清 |            |

5 欠席委員 3名

|           |          |           |
|-----------|----------|-----------|
| 18番 川名 康夫 | 21番 御園 豊 | 26番 藤井 幸光 |
|-----------|----------|-----------|

6 出席事務局職員 4名

佐久間事務局長 在原副参事 鈴木主幹 高品副主査

◎開 会

平成27年7月21日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第30回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、26名中23名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。18番、川名康夫委員、21番、御園豊委員。26番、藤井幸光委員でございます。

次に、おくれる委員の報告を申し上げます。25番、笹生委員から本日おくれる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

14番、板倉保委員、15番、佐久間正夫委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。議案1ページをごらんください。本件は、平成27年7月1日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲受人は畑作を中心に営農したいとのことで、経営規模の拡大を図りたいとのことです。譲渡人においては、申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページから2ページの位置図をごらんください。場所は久保田字二ノ山台です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で、耕作されておりました。

会議資料3ページに木更津市農業委員会発行の農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。貸付地がありますが、田で、農業経営基盤強化促進法により農地の集積に協力しているものとのことです。農機具については、田植え機、草刈り機、農用車を所有しており、トラクター、播種機、洗浄機等の農機具については、当面は借用にて作業するとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で250日とのことです。また、親戚が袖ヶ浦市内に居ることから、手伝ってもらおうとのことです。

下限耕作面積要件につきましては、木更津市で耕作している農地と今回申請する農地と合わせると

50アール要件を満たします。

周囲は畑作地帯であり、今後も畑として露地野菜、大根などを作付していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、奥野政義委員。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。

7月11日午前9時30分より、譲渡人の〇〇〇〇氏、譲受人の〇〇〇〇氏、代理人の〇〇〇氏、それに〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇氏を交え、現地確認を行いました。

現地は、子者清水青年館の東側に位置し、筆数は2口ですが、7,659平方メートルの起伏のない優良な農地であります。

譲渡人の〇〇氏は、子供のいなかったおじさんの〇〇〇〇より、この地を相続したということで、現在はやはりおじさんであります、〇〇さんに頼んで管理をしてもらっているということで、きれいに管理されておりました。

また、譲受人の〇〇〇〇氏は、現在高齢となった実母の農業の手伝いを実家でされているということであり、本案件の代理人の〇〇〇氏はご主人であります。〇氏は、現在〇〇〇市役所の職員で、農業委員会にも在籍していたということがあるということで、農地法にも精通している感じがありました。年齢は57歳ということで、退職後は、この地で夫婦で農業をやりたいということでもあります。

ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。議案1ページをごらんください。本件は、平成27年7月2日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲渡人は農業を廃業したく、娘に贈与したいとのことです。譲受人は申し出を受け、農地を引き継ぐとのことです。

総会資料4ページから6ページの位置図をごらんください。場所は、飯富字東の下、字ウツギクネです。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で、字東の下は、定期的に管理はされているように見受けられましたが、雑草が生えておりました。字ウツギクネは、雑草が繁茂しておりました。雑草については、刈り取りするよう依頼しております。

総会資料7ページに君津市農業委員会発行の農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。貸付地はありますが、新規就農支援のため貸し付けしている土地とのことです。農機具については、トラクター、コンバイン、田植え機、耕運機、農用トラックを所有しており、乾燥、もみすり等については委託しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で840日とのことです。下限耕作面積要件につきましては50アール要件を満たしております。

字東の下については、隣接地所有者と相談し、野菜を栽培するとのことです。ウツギクネについては、同じく野菜を栽培するとのことです。

ただ、事務局が確認した7月14日時点においては、両申請地について、草刈り等なされておられませんでしたので、許可となりました場合は、草を刈り取り、片づけ等が終了した時点で許可書を交付することとしたいと考えます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、佐久間正夫委員。

○15番（佐久間正夫君） 15番、佐久間です。

7月17日17時15分に飯富自治会館にて代理人の〇〇〇さんと会いまして、現地を確認するとのこととして、それで飯富自治会館のすぐ脇にある土地が、今4ページかな、すぐ脇で、これはさっき事務局から話したとおり、草が生えていたけれども、17日時点ではきれいに刈り取ってありました。

それで、脇にはカボチャを10本ぐらい植えてありました。それで、あとは残っているところはきれいに草も刈ってありました。

それと、もう一つは、ウツギクネ、6ページのほうです。これは市営住宅の下、ちょっと100メートルぐらいの位置にあって、申請地は草が伸びていました。それで、質問したところ、この草も刈り取りはシルバー人材センターに頼んであるとのことでした。それで、シルバー人材センターのほうからは、ここ長雨のため、ちょっとおくられているとのことで、刈り取りがちょっと遅くなるとのことで、刈り取った後は耕うんしてきれいに耕して野菜をつくるとのことでした。

この両方の申請地は、贈与という形ですので、皆様のご審議をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

ただし、除草の条件をつけることといたします。

次に、議案第1号の3についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案2ページをごらんください。本件は、平成27年7月6日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲渡人は子供の学費に充てたいとのことから売却したいとのことでした。譲受人は、農業所得の増額を図るため購入したいとのことでした。

総会資料8ページから9ページの位置図をごらんください。場所は、飯富字浜海道です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で、草刈りされておりました。

総会資料10ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、50年以上前から住宅の一部として使用している土地や、30年以上前から山林となっている土地とのことです。農機具については、トラクター、耕運機を所有しており、水稻については、作業

は委託しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で120日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

近隣の農家と意思疎通を図った上で、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法等は地域の基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、佐久間正夫委員。

○15番（佐久間正夫君） 15番、佐久間正夫。

7月8日17時30分、現地で譲受人の〇〇さんの代理人の〇〇さんと私の3名で現地で落ち合い、話を聞きました。譲渡人の〇〇さんは、家庭の事情で、こちらに書いてあるように子供の学費に充てたいということでした。それで、近くの〇〇さんに話をしたら、購入するとのことでした。現在は、畑はきれいに耕うんされていましたけれども、少し草が生えていました。だけれども、きれいにして落花生をまくとの話をしていました。

どうかご審議をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、資料の10ページのあれを見ると、物置とか、作業場とか、そんなものがないようになっているのですが、トラクターとか、そういう機械類は、これは野天に置いているのか。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○15番（佐久間正夫君） これはトラクターは、一応車の車庫がありますね、そこへしまっております。

あとは、田んぼのほうの稲刈り等は近くの人に依頼して作業しています。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号の4についてご説明申し上げます。議案2ページをごらんください。本件は、平成27年7月6日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲渡人は労働力不足のため、売却したいとのことです。譲受人は、農業経営の安定を図るため、購入したいとのことです。

総会資料11ページから12ページの位置図をごらんください。場所は横田字下大坪です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で、耕作されておりました。

総会資料13ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具については、トラクター、田植え機、コンバイン、農用車を所有しており、乾燥等は委託しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で150日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

近隣に耕作地があり、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等は地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

19番、佐久間保夫委員。

○19番（佐久間保夫君） 19番、佐久間です。

7月15日午前9時20分、代理人、〇〇さん、譲受人、〇〇〇さんと現地でお会いし、お話を伺いました。

場所は、総会資料11ページ、12ページに記載しているとおり、平川中学校前の三番線通りの〇〇〇〇〇〇から二番線通りの間にあり、現在きれいに水田として耕作されておりました。〇〇〇さんに聞いたところ、譲渡人の〇〇さんのご主人が昭和42年に小売業を始めるに当たりまして、資金が足りないということで、水田を買ってほしいと頼まれまして、購入したそうです。その際、登記するのを忘れ

ていたそうなのですけれども、ことし、〇〇さんのご主人が亡くなりまして、相続の手続をするときに、その登記のことがわかったそうで、その間、〇〇〇さんが水田として、現在まできれいに耕作しています。〇〇〇さんは、奥さんは亡くなられましたけれども、子供さんと旦那さんが稲作のときに忙しいときは来て手伝ってくれているそうです。

説明は以上です。皆さんの慎重なるご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論をお受けいたします。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。  
採決をいたします。

議案第1号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

#### ◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。  
議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

議案第2号整理番号1についてご説明いたします。議案3ページをごらんください。

本件は、木更津市在住の個人が、同居の親族である所有者から申請地を使用貸借にて借り受けし、農地2筆575平方メートルの計画区域内に太陽光発電施設を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年7月6日に申請書の提出がなされております。

総会資料14ページの位置図をごらんください。申請地は、代宿椎の森工業団地入り口の西側約85メートル付近、県道上高根北袖線沿いに位置し、山林による分断がなされる第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料15ページのとおりであり、208枚のパネルの設置が計画されています。



排水関係については、汚水雑排水は発生せず、雨水については、浸透により処理する計画となっております。

この転用計画について、隣接する農地が2筆ありますが、地権者に事業説明し、了承されているとのことでありました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告となりますが、私の担当地区案件となりますので、この場にて説明をさせていただきます。

まず、7月8日10時より現地にて〇〇〇、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏と3人で現地確認及び内容の説明を受けました。場所は、先ほど話があったように工業団地の手前、この地先は代宿の地先の関係であります。ちょうど代宿のコンビニのほうから上がって行って左側、ちょうど頂上のちょっと手前なのですが、坂の途中の道路に面したところでございます。

まず、土地の所有者は、袖ヶ浦市浜宿の〇〇〇さん、〇〇さんの長女、この方が木更津のほうに嫁がれて、この際に分筆を受けて、本人の名義になっております。農地の面積は、先ほど話があったかと思うのですが、農地は575平方メートルで、太陽光発電システムをつくりたいと、そういうことで申請がありました。

現場を見る限り、三方は同地区の〇〇さんに囲まれた土地であって、この件についても了解済みです。

あと、工事が終わった時点で、全面をフェンスで囲うと、そういうお話をいただきました。

以上でございます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第2号整理番号2についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件については、市内在住の個人が、申請地の隣接地において経営している、車両の販売及び整備等の会社の駐車場用地として、市内在住の所有者から申請地を売買により取得し、転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年7月6日に申請書の提出がなされております。

総会資料17ページの位置図をごらんください。申請地は、広域農道沿い、飯富〇〇〇〇〇〇〇の南側約600メートル、木更津市境の飯富地先に位置し、広がりのある農地の中にあることから第1種農地と判断されます。

第1種農地ではありますが、本件は転用許可の例外に規定されている「既存の施設の拡張」として「既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地を整備すること」に該当すると判断され、君津農業事務所との相談においても、例外に該当する案件であると共通理解しております。

土地利用計画については、総会資料18ページのとおりであり、現在、社用車や従業員の車両で、既存の駐車場にとめ切れない車両は、整備済み車両、展示車両用のスペースにとめている状況のため、社用車や従業員の駐車場として、既存駐車場の隣接地を整備して利用する計画がされています。

また、申請地は、隣接する既存駐車場と高低差がないため、施設内での整地のみを行い、舗装等せず利用します。

排水については、上水の引き込みを行わないため、汚水・雑排水は発生せず、雨水については、浸透により処理する計画となっております。

総会資料19ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、佐久間正夫委員。

○15番（佐久間正夫君） 15番、佐久間正夫。

7月10日17時15分に板倉さんと私、それと代理人の〇〇さんと現場で会いました。〇〇〇〇さんのほうは、事業拡大のため、駐車場が狭くなり、探していたところ、すぐ隣に位置している場所があって、そこへ事業が可能とのことでありました。それで、その場所は、今サツマイモを植えてありました。それとあと、ナスとスイカ、それとサツマイモの中は少し草が生えていた模様でございます。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、調査に同行された委員から

補足の説明があればお願いします。

○14番（板倉 保君） 14番、板倉です。

佐久間委員が話されましたけれども、ここは申請地は、以前ここら辺を埋めたときに同時に埋めてありましたので、年数はかなりたっております。また、サツマイモとか、カボチャとか植えてありましたが、農地といたしましては、ちょっと砂利とか、そういうものがかなり多く入っております。大体このような状況でございます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3についてですが、地元委員への説明が実施されておられません。

このため、今回審議を保留といたします。

#### ◎議案第3号 平成27年度第4次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 平成27年度第4次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第3号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

議案第3号 平成27年度第4次農用地利用集積計画承認の件についてでございます。今回の申請は利用権の設定が7件となっております。

農用地利用集積計画書（案）7ページをごらんください。訂正がございます。今回申請面積につきましては、単位はアールとなっておりますが、平方メートルの単位での記載となって、申請面積は合っております。大変申しわけありませんでした。

○○○○さんですが、申請面積は6,000平方メートルで、60.00アールとなります。更新となります。

○○○○さんですが、申請件数は4件で、1万9,467平方メートルで194.67アールとなります。これは更新となります。

○○○さんですが、申請面積は2,612平方メートルで26.12アールとなります。新規です。

○○○○○○○○○さんですが、申請面積は4,806平方メートルで48.06アールとなります。新規です。

合計で3万2,885平方メートルで328.85アールとなります。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

### ◎報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。報告第1号についてご報告いたします。

議案4ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成27年6月1日から平成27年6月30日までで、1件です。

続きまして、報告第2号についてご報告いたします。

議案5ページから8ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて

処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成27年6月1日から平成27年6月30日までで、13件です。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上です。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） はい。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊です。

参考までに聞くけれども、7ページのアメリカ合衆国云々なんていうのがあるのだけれども、これは通常の日本人がやるような業態でやはり手続が必要なのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 譲渡人のほうは、アメリカ人の方とご結婚されましたので、それでアメリカのほうに嫁がれております。それで、申請書につきましては、従前の5条の転用の届け出の書類のとおりアメリカ合衆国の住所を書いていたものを記載していただいて、許可のほうを出させていただいております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

#### ◎その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局から何かありますか。

局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 6月の総会におきまして、川名委員の件についてお話をさせていただきました。役所の顧問弁護士である〇〇〇〇とも相談の機会が得られましたので、その結果をご報告させていただきますと思います。

この〇〇〇〇ですが、行政を専門とした弁護士さんで、袖ヶ浦市の顧問を30年以上も続けられている弁護士の方でございます。

相談に当たっては、事件の概略や現在までの川名委員本人の動向、それから農業委員会の川名委員への対応、再発防止検討委員会報告書に加えまして、千葉地検での閲覧内容や他の農業委員のこともお話をいたしまして、全容を把握した上で相談となっております。

結果でございますが、要約してお話をしますと、事件については、賄賂の現金は見たが、受け取っておらず、逮捕も起訴もされていないので、この部分については全く問題がない。刑事訴訟法における告発の義務については、公務員には告発の義務があるとしながらも、この規定は訓示規定と解釈された判例までございまして、一般の公務員には罰則として、その程度に応じた懲戒処分がありますが、

農業委員には罰則規定が存在しない。このことから訓示規定であることを裏づけるものであります。

会議の欠席が続いているが、月額報酬の支払いについては、市の条例が月額報酬支払いとなっていることから、停止等は無理であり、立ち会いやパトロールなど、ほかの業務は行っているから、減額も無理である。仮に停止した場合に訴えられることがあったら、市側は敗訴は濃厚であるということです。

結論といたしまして、委員の解任手段、こちらは農業委員会等に関する法律第14条に規定をいたします、リコールしかないのですが、普通はそこまでいかないのが現状ではないか。また、報酬も現状では停止することができない。農業委員会が決定した辞職勧告決議は、可能の範囲内だが、今後やり過ぎは訴えられる場合もあるので、注意を要するとのことでした。

以上が、〇〇〇〇のご意見でございます。

前回もお願いをいたしましたけれども、今後は委員それぞれ皆様のご協力によりまして、対応してまいりたいと考えております。このことをご理解いただいて、前回と同じような内容となってしまいましたが、ご報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ご苦労さまでした。

委員皆様から何かありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

#### ◎閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第30回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後3時42分 閉会